

第 1 回

音更町総合計画推進委員会議案

と き 平成24年10月12日（金）午後7時
ところ 音更町役場4階 401・402会議室

音 更 町

会 議 次 第

1 音更町総合計画推進委員会委員委嘱状の交付

2 町長あいさつ

3 議 件

(1) 委員長の選出について

(2) 委員長職務代理者の指名について

4 その他

(1) 音更町総合計画推進委員会について

(2) 第5期総合計画推進管理評価調書について

(3) 次回のスケジュールについて

議 件

(1) 委員長の選出について

音更町総合計画推進委員会規則第3条第2項に基づき委員長を互選する。

音更町総合計画推進委員会規則 (P3)

音更町総合計画推進委員会委員名簿 (P4)

委 員 長	氏 名	
-------	-----	--

(2) 委員長職務代理者の指名について

音更町総合計画推進委員会規則第3条第4項に基づき委員長職務代理者を指名する。

音更町総合計画推進委員会規則 (P3)

音更町総合計画推進委員会委員名簿 (P4)

委員長職務代理者 (委員長の指名)	氏 名	
----------------------	-----	--

その他

(1) 音更町総合計画推進委員会について

【資料1】

(2) 第5期総合計画推進管理評価調書について

【資料2】

(3) 次回のスケジュールについて

音更町総合計画推進委員会規則

平成24年3月21日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例(平成22年音更町条例第1号)第4条の規定に基づき、音更町総合計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町内の各種団体等を代表する者
- (3) その他町長が適当と認める者

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画財政部企画課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。